

戦前日本におけるジョン・ロック研究 — 高野長英から白杉庄一郎まで —

山 田 園 子

- 一 本論のねらい
- 二 出発点 高野長英
- 三 教育学、哲学、倫理学、経済学
- 四 統治論
- 五 戦後の研究へ — 残された課題 —
- 付録 戦前日本におけるジョン・ロック研究一覧

一 本論のねらい

本論のねらいは、戦前日本におけるジョン・ロック研究を概観することにある。二〇一〇年に加藤節による『統治二論』の完訳が岩波文庫で出版され、二論を容易に通読できるようになったことで、その再解釈の可能性も大きく開けてきた。再解釈の一助として、戦前日本の識者がロックをどのように評価してきたかを、本論で追跡する。山田の関心は『統治二論』にあるが、戦前日本における研究史の興味深さを損なわぬために、以下のように検討を進めたい。

まず、統治論に限定せず、戦前研究者の幅広いロックへの関心や言及の特徴を明らかにする。次に、ロックの統治論にかかわる研究に焦点をあて、それらの議論を検討する。最後に、一九四五年までのロック研究の特徴を確認し、とくに統治論をめぐる、戦後のロック研究に継承される課題等を整理する。

文献情報探索の際に、高橋真司と服部辨之助の論文が非常に参考となった。高橋の論文は、ホップズにかんする日本の研究を追跡したものだが、ロック研究の追跡にあたって良い手引きとなった。服部の論文は、自由民権思想

に対するロックの影響を考えようとするが、結論としては「ロックの政治論はロックの名においては殆ど全く傳へられてゐなかつた」。中村敬太郎（正直）や中江兆民によるロックへの言及は、名前だけの断片的なものにとどまるとされ、『統治二論』と自由民権論との直接的関連を見出すことはできない。それでも服部論文は明治初期の人々の外国思想に対する関心の一端を明らかにし、文献探索の際の手かかりを与えてくれた。⁽¹⁾

本論で参照した文献は、最後の「付録 戦前日本におけるジョン・ロック研究一覧」に列挙し、引用等の際は（1835 高野長英：195 - 196）のように、本文上で（ ）内に年号、著者名、コロンの後でページを示した。表題や引用文中等の漢字は、一部を除き、新表記に直した。文献情報は下記の山田のホームページ「戦前日本におけるジョン・ロック研究」で公開している。公開時には可能なかぎりの資料収集と正確性の保持に努めたが、梗概を旨とする、謄写版印刷を含む教科書や講義録については省いたものがある。重大な遺漏があるかもしれない、今後も修正・更新を行なう。読者のご教示、ご意見を賜れば幸いである。

http://www.hiroshima-u.ac.jp/law/kyouin/seiji/yamada/p_324d58.html

文献情報と文献の取得については、広島大学図書館等はもとより以下を利用した。

- 一 John C. Attig(ed.): *John Locke Resources* の内 ‘John Locke Bibliography’
(<http://www.libraries.psu.edu/tas/locke/> 現在も更新中。)
- 二 Roland Hall and Roger Woolhouse: *80 Years of Locke Scholarship*,
Edinburgh University Press, 1983
- 三 濱林正夫「ロック文献目録」、一橋論叢、三二巻五号、一九五四年
- 四 CiNii NII 論文情報ナビゲータ (<http://ci.nii.ac.jp/>)
- 五 国立国会図書館 近代デジタルライブラリー (<http://kindai.ndl.go.jp/>)

二 出発点 高野長英

最も早いロックへの言及は、高野長英の『西洋学師ノ説』であろう。佐藤昌介によると、これは学説史の読書ノートであるが、内容はタレスから始まる西洋自然哲学史の簡略な紹介にとどまる。高野は、十七世紀「諸名哲」の「三大家」として、ニュートン、ライブニッツと並んで、「ロック」を指摘し、「人身精神ノ事ヲ研究シ、理義ト経験トニ原ヅキ、人智ノ極度ヲ定メタリ」と紹介する。高野が依拠した原典は不明だが、佐藤や宮地哉恵子の研究から推測すると、「ニューエンホイス」等と呼ばれる、Gerrit Nieuwenhuis 編集の学芸辞典だったかもしれない。この正篇は一八二〇—二九年に刊行され、そのイギリスの項は小関三英が翻訳し、宮地によれば「当時かなり読まれていた書籍」だった。(1835 高野長英：195 - 196)⁽²⁾

三 教育学、哲学、倫理学、経済学

(一) 教育学

明治期におけるロックへの関心として目立つのは教育学である。読書開始の時期や体罰の禁止等、実践的な教育方法を学ぼうとする志向が強い。ロックの議論は師範学校等の教科書で紹介され、ロックに関心を寄せた論者自身が教育者として活躍することが多かった。こうした教育実践がねらうのは、「智力」自体の強化ではなく、「紳士」・「ジェントルマン」の育成である。三澤糾が強調するように、「大衆の啓蒙」というよりも、新しい日本を背負って立つ指導者の養成が期待されていた。(1909 Misawa, Tadasu)

教育学関係の文献としては、ロックの書の翻訳が二冊刊行され、概説書も三冊翻訳された。(1894 ジョン・ロック、1895 ジョン・ロック、1887 オスカー・ブrowning、1892 ガーブライエル・コンペール、ダブリュ・エッチ・ペイン、1910 ポール・モンロー) 邦語文献としては、渡辺嘉重がキング卿 (Lord King) の編書をもとに、ロックの教育論を格言にして整理した。(1887

渡辺) 三宅米吉は貝原益軒との類似性を指摘し、三宅の指摘を、四六年後に入沢宗寿がそうと断って利用し、詳しい説明を加えた。(1890 三宅、1936 入沢) コンペールとペインの翻訳書を下敷きにした教育史は三冊出版され、師範学校等の教科書として使用される。(1893 西村正三郎、1902 中島半次郎、1903 金子馬治) 一九〇九年には三澤糾が、ロックを含め、コメニウス、カント、スペンサー、ヘーゲル等の教育論をまとめた概説書を、英文で刊行した。(1909 Misawa)

教育学への関心は大正期には見られず、昭和のはじめになって、入沢宗寿と小西重直が著書を刊行したにとどまる。ただし入沢の書は貝原益軒との比較、及びコンペールとペインの翻訳書の紹介であり、また「汎愛教育思想」との関連できわめて手短かに言及されるにすぎない。(1929 入沢二冊あり、1936 入沢) 小西がロックから学ぼうとしたのは、ディガーズのような「共産主義的傾向」に反対しつつ、「紳士階級」には「自覚反省」を求め、彼らの鍛錬の一種として「勤労的労作」を勧めた点である。(1930 小西：34 - 37)

(二) 哲学

哲学への関心も明治期に集中する。その後は、昭和期の一九二七年に今井三郎が哲学概説書で簡略にロックにふれ、一九三〇年に八太舟三が『悟性論』の翻訳を刊行する。太平洋戦争勃発前後の一九四一—四二年には、ロックに言及した書が三冊出た。哲学への関心は二つの特徴をもつ。

第一に、「人心は恰も白紙に類し」と経験論を強調する論考がある一方、ロックに対する「究理学派」、「独断論者」、デカルトの影響を言う論考がある。

第二に、トマス・ホッブズとの比較でロックの特徴が指摘されることがある。そこで、ホッブズの思想の独創性、斬新性が強調されることもあれば、他方、ロックの宗教論や政治論が、ホッブズと異なる側面として、注目されることもある。

哲学への関心が最初に見られるのは、一八七〇年の西周の「百学連環」である。西は『人間知性論』のタイトルを英文で表記し、その経験論を「白紙に文字を書くかことし」と簡略に説明する。ただしロックに言及する前に、ホブズを「英国第一の哲学者」とし、彼の「人性は悪」という説が「君臣の別ある政府」の支持に至ったと紹介する。だが、ロックの「政府」については一言もない。ロックの哲学に関心を寄せつつ、「政府」についてはホブズのみ言及する傾向は中村正直にも通じる。(1870 西：178、1874 中村)⁽³⁾

経験論の指摘については、井上円(圓)了、加藤玄智、三宅雪嶺、田中治六、大西祝、片上伸、今井三郎、八太舟三、藤平武雄らが続く。このうち、田中と大西はロックの経験論に「独断論者」、「究理学派」、デカルトの影響を見、ロックの議論に「錯雑」を指摘したり、「歴史上・・・の位置」付けの困難を言う。(1887 井上(円)、1900 加藤、1900? 三宅、1900? 田中、1904 大西、1925 片上、1927 今井、1930 八太、1942 藤平)

ロックとホブズとの比較は、井上(円)、今井、植田清次等に目立つ。これらの比較は両者の評価の相違、そして評価の際の視点の相違を明らかにする。

まず、極端な言い方をすれば、ロックをホブズの亜流とする見方がある。井上(円)によれば、ロックはホブズの「原理を拡張せしもの」であり、今井によれば、「世界的貢献」をなしたのはホブズだった。つまり、ホブズは「自我観念と国家なる国体観念とに科学的な新しい理解を誘導し」、ロックはこの「新しき自我と国家の観念」を発展させたにすぎなかった。ホブズを「英国第一の哲学者」とする西も含め、井上(円)らはホブズの人間論等の独創性や斬新性を強調し、ロックには新奇な議論を認めない。(1887 井上(円)：89 - 90、1927 今井：94 - 99)

他方、ロックの宗教論、統治論に注目し、その点でホブズとの相違を強調する論考がある。一八九七年に井上(円)と水谷捨太郎は哲学館の講義録において、ホブズとの相違として、ロックが経験哲学という「学理上」か

ら宗教の原理と神の存在を説明しようとしたと指摘する。井上 (円) ・水谷によれば、ホッブズは「政治と宗教とを混同」し、両者を君主の命令の下に置いたが、ロックは「一国の安寧秩序」を妨害しない限り、宗教の自由を主張した。(1897 井上 (円) ・水谷：148 - 152) この指摘を、加藤玄智はロックにおける国家の任務の限定ととらえる。国家は「その人民の財産及び形体上の幸福を担保」することを任務とし、宗教には「等しく寛容」であるべきだった。(1900 加藤：75) さらに、一九四二年に植田清次は『経験的世界』の中で、ホッブズと対比して、ロックが「民主主義政治の謳歌者」として臣民の「反抗権」を主張したことを強調する。植田によれば、ホッブズは「絶対専制主義」の「ステュアート王家の御用学者」にすぎなかった。(1942 植田：61 - 66)

ただしロックに「反抗権」や抵抗権を認める論調は、一八八三年のアルフレッド・J・フィエの翻訳書に、また邦人の業績としては一九〇二年の綱島榮一郎の書にすでに明確である。さらに一九四四年でさえ金子鷹之助は、ロックの議論は君主制廃止を可能にすると書いた。この件については後述する。

(三) 倫理学

哲学への関心は、ホッブズとの比較から、ロックの宗教論、統治論への関心をも導出したが、類似の論調は倫理学にも見られる。倫理学上、最初にロックに言及したのは西田幾多郎の「英國倫理學史」である。佐古純一郎によれば、「英國倫理學史」の原稿は、一八九六年には完成していたが、西田はその出版を放棄し、原稿を山本良吉に与えた。⁽⁴⁾山本は『倫理學史全』を一八九七年に出版するが、『倫理學史全』の「英國の部は即ち八分之〔西田の原稿〕より」得たものだった。(1897 山本良吉：3) 倫理学への関心も明治期に集中し、その後は昭和になって、小笠原秀美が『西洋倫理學史』を一九三一年に刊行したにとどまる。

倫理学上のロックへの関心は三つの特徴をもつ。

第一に、ロックとホッブズとの共通項として、快樂苦痛を基準に善悪を考えること、そして「自愛」を行為の動機とし、個人の幸福を重視することが指摘される。しかし、ホッブズの「直截簡明」な思想と比較すると、ロックの議論は「種種の思想の結合」だった。ロックの学説には「組織的論述」や「新思潮」の欠如が言われ、さらに「折衷的」、「圭角の剥落」、「曖昧」という評価が付される。

第二に、後世の倫理学に対するロックの影響を言い、とくに彼の「輿論」への注目がアダム・スミスに継承されると指摘する。

第三に、ロックとホッブズとの比較が、両者の社会契約論のそれにまで及ぶ。

第一の点について、西田、山本から小笠原に至るまでの論者によれば、ロックは道德観念を生得的とはせず、ホッブズに似て道德行為の動機を「快苦」と「自愛」に求めた。だが、彼らはロックの議論に「折衷」等を言う。その理由は、ロックが道德観念の生得性を否定する一方で、道德義務を人間に認識、遂行させる際に、人間の感覚経験を超越する「自然法」・「神法」を必須の前提にしたことに求められる。(1896 西田：29、1897 山本：119、1898 井上哲次郎・木村鷹太郎：272、1898? 渡辺又次郎：50、1902? 網島榮一郎：252、258、1905 吉田静致：265 - 269、1931 小笠原秀美：246)

「神法」と並んで、「輿論」・「世評」へのロックの関心に注目するのは、西田、山本である。彼らは「輿論にて善悪を判ずる説」は「スミスに至て・・・其説の基礎」になったとし、ロックの後世への影響、とくにスミスへのそれを指摘する。しかし、これ以上の議論等はない。(1896 西田：29、1897 山本：119)

ロックとスミスとの関連については、倫理学の枠外で、河上肇、加田哲二、八太舟三そして森義宣が指摘する。河上は、個人の経済的な利己的活動の自由を主張する経済的自由主義を、また加田は、個人のために国家は奉仕すべ

きとする自由主義国家論をロックに見、それらがスミスによって大成されたとする。八太はロックを「労働価値説の開祖」とし、スミスの他、プルードンやマルクスもそれを継承、修正したとする。森はこれらの点をやや丁寧に扱い、ロックを自由主義国家原理の形成者としつつ、彼の所有論が「経済的自由放任主義学派」と、他方、全労働生産に対する労働者の権利を主張する「初期社会主義者」とによって、それぞれ「一面的に強調」されたとする。（1923 河上：5，14、1929 加田：60、1930 八太：11、1939 森：70）

倫理学を講じつつ、ホッブズとの比較から、ロックの社会契約論にまで言及するのは綱島榮一郎と吉田静致である。ただし吉田の言及は綱島に従い、しかもより簡略なものである。綱島は東京専門学校の倫理学史講義録において、ロックとホッブズの社会「約束」説を対比し、ロックにおいては「約束」以前に社会が、そして「財産権」といった個人の「権理義務」が存在すると説く。「財産権」は土地や物件に個人が「労力」を加えたことから発生し、この「財産権」を確実にするために、すでに社会を構成する人々が「約束」して政府を立てた。この政府はホッブズの議論のように「絶対の主権」をなすものではなく、「事情の要求するにつれて随意に之れを補正すべき権」は人民に存する。（1902? 綱島：249 - 250、1905 吉田：259 - 260）

（四） 経済学

ロックの経済学に言及した文献として、日本で最初に刊行されたのは、ジョン・ケルズ・イングラムの『哲理経済学史』である。（1896 ジェー。ケー。イングラム）原本は一八八八年に刊行され、古代からドイツ歴史学派に至る経済学史の概説書だが、ロックについては「ロッセル [ヴィルヘルム・ロッシャー]」の見解を批判する。批判の対象となったロッシャーの書の原本は一八五一年に刊行され、一九二九年になって、杉本榮一の訳により福田徳三の序を付して、『英国経済学史論』として出版された。（1929 ロッシャー）

ロッシャーはロックを、ウィリアム・ペティやダドリー・ノースと並んで、

「ヒューム以前のイギリス経済学」の「三巨頭」の一人とする。彼らは貿易均衡に富の源泉を求める重商主義の見解を完全に払拭していないものの、とくにロックは「国民経済学に於ける最初の偉大な体系樹立者であり、・・・アダム・スミスの尊敬すべき先駆者」だった。ロックの見解のうち、「国民経済学上最も大きな・・・意義をもつ」のは、私有財産の起源を労働に求める見解だった。(1929 ロッシャー：196, 199 - 204, 253 - 254) このロッシャーの好意的なロック評価を、イングラムは「非常なる差引を以てのみ容れ得べきもの」とし、ロックの功績は経済学ではなく、「民約主義の基礎を据へたる其一般哲学的政治的原理」にあるとした。(1896 ジェー。ケー。イングラム：71 - 73) 日本の読者は、ロッシャーの見解を知る前に、このイングラムのロック評価を読んだことになる。⁽⁵⁾

邦人の研究として、ロックの経済学と最初に取り組んだのは、一九一〇年の福田徳三の論文である。この論文は三年後の『続経済学研究』に再録される。さらに、一九一八—一九年の高橋誠一郎、一九二二年の岩城忠一、一九二七年の鬼頭仁三郎、そして一九四四年の白杉庄一郎の論考には、所有論の他、利子や貨幣を論じたものがある。これらの所有論等にかかわる論考の特色は以下の三つにある。

第一に、労働を私有権、所有権の根拠とするロックの「労働学説」に注目する。しかも、福田から白杉に至るまで、ロックの説に、私有財産制度の維持と擁護のみを認める。先にロックの説が「初期社会主義者」によって重視されたことにふれたが、この関連を、福田と岩城は明確に否定した。福田によれば、「研究者の中にはロックは私有財産の基礎を撼揺するの説を成すとする」者もいるが、そもそも「私有は共同を覆すもの」ではなく、「私有するは他を妨げんとにはあらず、他をして我を妨げざらしめむ為」のものだと主張した。岩城は、ロックは「労働説」を「労働者の資本家に対する不労所得攻撃の武器として作ったのではない」と断言する。このロックの「私有財産擁護論」の根柢にあるものとして、高橋は「技術及び工業に対する近代人

の転向」を読みとろうとする。白杉が一九四四年になってまで労働にもとづく私有を強調したのは、供出や強制退去によって国民の所有権を侵害し、生命すら保障しなかった戦時国家を念頭に置いていたのかもしれない。(1910 福田：115, 119, 1922 岩城 (二)：292, 1919 高橋 (二)：52, 1944 白杉)

第二に、貨幣の使用が「労働によらざる私有」を、そして鬼頭や白杉によれば、所有の不平等を発生させた。とはいえ、彼らは不平等の問題については何も論じない。むしろ、貨幣使用は人々の「同意」にもとづくものであり、その「同意」が所有の不平等をも正当化するのだった。(1910 福田：122, 1927 鬼頭：187, 1944 白杉：29 - 30)

第三に、高橋の論考において二つの点が目立つ。一つは、ロバート・フィルマー論にまで遡って、ロックの所有論の意義を考えること、もう一つは、ロックの利子論をもとに、戦争や軍需品生産は「国家富裕の道」ではないと説いたことである。

高橋によれば、フィルマーが「アダムの全世界に対する排他的所有権若しくは之より結果したる或者の所有権」を想定したのに対して、ロックは「世界は人の子に対して共同に与へられたりと想像」して、自己の私有権取得の根拠を労働に見出した。ロックのフィルマー批判は家父長権論や王権神授説との関係で論じられることが多いが、その中で高橋は、『統治二論』第一(前篇)の検討における「所有権」という視点を指摘する。ロックの所有論は私有財産擁護にとどまらない。高橋は明言しないが、「或者」を教皇と想定すれば、フィルマー批判における「所有権」は、教皇によるヨーロッパ支配、そしてローマカトリック教国による植民地支配を切り崩す際の重要な概念になりうる。(1919 高橋 (一)：73)

さらに高橋はロックの利子説を論じる中で、ロックが法による利子率低減の問題を「貿易」の減少に見たことを指摘する。ロックは「国家富裕の道」として「商業こそ唯一の手段」とし、貿易こそ「財富の生産に」、貨幣は「貿易遂行」に必須とした。「国の貧富の岐るる」は、「航海及び通商の安定」

とそれによる「我が消費財の輸入若しくは輸出の多寡に存する」。高橋はロックの論を借りて、「航海及び通商の安定」こそ「大陸に於ける戦争及び征服よりも国家の利益」になると論じ、大規模な軍隊の維持は「急速かつ痛切に財富の減少を来す」と述べた。(1918 高橋 (上) : 8 - 17)

四 統治論

ロックの統治論への最も早い言及は、一八六八年（慶應四年）の加藤弘之の『立憲政体略』に見られる。ここで加藤は、ミルトン、モンテスキュー、ルソーらと並んでロックは「上下同治」、「万民共治」の政体を主張したとする。だがその後、ロックへの言及はなくなり、一八七〇年の『真政大意』では、「コロムエル [クロムウエル]」の政変にふれつつ、「愚昧な民の多い国」では立憲政体は「治安の害」と論じ、一八八二年の『人権新説』では、ホップスヤルソーの天賦人権論は「妄想論」と断じた。(1868 加藤)

ロックの統治論への関心は、自由民権運動の高揚期、及びいわゆる大正デモクラシー期に見られる。ただし、自由民権運動期には、邦人の業績は二点にとどまり、その内容もきわめて簡略であるが、他方訳書としては、酒井雄三郎と中江為介（兆民）の翻訳によるアルフレッド・J・フィエの『泰西先哲政論』が、ロックについて詳しい紹介を展開する。

二点の邦人の業績は、外山正一の『民権弁惑』と傍木哲次郎編集の『主権論全』である。外山は、自由民権運動の高揚を背景に欧米での「民権」の主張を追跡し、名誉革命期の「ビル、オフ、ライト [権利の章典]」に、「民権家の最も金玉視する所」として「議院の承諾なくして国王妄りに用金を徴集し自ら使用すべからざること」という内容を見出す。こうした考え方が「英国政体」において「自由主義」を発展させ、その主張者の一人であるロックの議論が、十八世紀フランスのルソーらに継承されたとする。(1880 外山 : 29 - 34)

他方、傍木の書は東京大学学生五人の共同研究をまとめたもので、ホップ

ズからベンサムを経てオースチンに至る主権概念が検討されている。傍木らは社会契約説を否定しつつ、主権については「人類ノ幸福ヲ全フセンカタメニ独立社会ニ必要ナル不羈独立専壇統御権」とし、この主権概念をふまえて、ロックは「真正ノ自由ハ主権者ノ賜ナリ」と主張したとする。つまり、法律のないところに自由はなく、法律は主権者の意によるから、自由は主権者の定めるところとなる。この説の典拠等は不明であり、これ以上の詳細な議論もない。(1882 傍木：3-5)⁽⁶⁾

外山と傍木らの書はロックの名を出すものの、彼の統治論や契約説については一言もない。それに対して、一八八三年に刊行されたフィエの『泰西先哲政論』は、ギリシア以降の哲学史を意図したものだが、小伝を含め、哲学、教育、宗教、統治論にわたる、おそらくロックについて日本で最初に登場した幅広い詳細な紹介である。フィエが紹介するロックの統治論は五つの特徴をもつ。

第一に、「人生最要の権理は専ら天与の自由を保全するに在て自余の諸権は皆な之より生す」とし、万人の「自然世〔自然状態〕」における平等と自由を主張する。

第二に、天与の権利の一つとして、「労役」にもとづく所有権を主張する。

第三に、さらに天与の権利として、「人身自由の権理」を言う。ロックは「父の子への権」に制約を付し、政権と父権、「邦国と家族」との混同をしりぞける。

第四に、「政府の権は衆人の契約より生ずる」とする。ホブズに似て、社会の根拠を契約に求めるが、それは「天与の権理を保安する」ためであって、「君権の専横に隷属」するためではない。政権は「立法権、行政権、国際権」に分かれる。

第五に、政権が「国人の権理を暴賊」し、「民其暴政苛法に苦しむ」際には、「国命を革むる」権利を、「主権を執持せる国民」に認める。(1883 フィエ J：127-154)

フィエの書の翻訳後は、一九〇五年になって津田欽一郎の『政治学史』がロックの統治論を概観し、一九〇六年には久津見蕨村の『無政府主義』が、権限の濫用に陥った主権の「廃止」をロックに指摘した。(1905 津田、1906 久津見：12)⁽⁷⁾ この時期をいわゆる大正デモクラシー期の出発点と見る論者もいるが、ロックの統治論について本格的な論考があいついで発表されるのは、その高揚期の一九二〇年代である。一九二〇年代には、ロックにふれた政治学や社会学の概説書の翻訳も含め、政治思想、統治論や国家論を扱う論文や書籍が少なくとも十二点は出た。(1920 坂口昂、1921 高橋清吾、1922 サー・フレデリック・ポロック、1922 シモン・エヌ・パッテン、1922 中島重、1925 堀部靖雄、1925 宮澤俊義、1926 - 1927 堀潮、1928 高橋清吾、1928 加田哲二、1929 加田哲二、1929 河野吉男) その後は、一九三六年、一九三九年、一九四一年に、それぞれ五十嵐豊作、森義宣、中島重がロックの政治学説を論じ、一九四四年には金子鷹之助がロックの「民主主義」を強調した。(1936 五十嵐豊作 (二)、1939 森義宣、1941 中島重、1944 金子鷹之助)

これらは、ロックの議論の紹介としては、フィエの指摘を共有するが、津田以降の日本研究者によるロック評価の特徴として四点を指摘したい。

第一に、ロックをはじめイギリスの国家論の特徴として、国家を「商事会社」「共同組合」「株式会社」とみなす点を強調する論者がいる。この主張は、簡略ながら、すでに津田に見られるが、まとまった議論に及んだのは、一九二二年の中島重による『多元的国家論』である。中島はイギリスの国家観の特徴を以下のように整理する。それは、ヘーゲルのように国家を絶対視、神聖視するのではなく、「個人を絶対」と見て、国家は個人の権利自由を保護するために、個人が集合して作った「共同組合」に類するものとする。そのため、国家がその職能以外の事に干渉する場合には、それに対する反抗や議論が生じる。さらに中島は一九四一年の『国家原論』において、「専制的」国家を言うホッブズの場合でも、社会契約論は「国家と個人との中間に介在

物を認めずして、個人を単位として」国家を構成する思想だとみなし、この社会契約説を「徹底せる自由主義的なもの」にしたのがロックだとする。ロックによれば国家形成の目的は「生命・自由・財産」の保護にあり、国家がそれ以外のことに干渉すれば、「個人の自由と権利の侵害」になるのだった。(1905 津田：227、1922 中島：6-8、1941 中島：36-38)

第二に、こうした干渉に対抗するロックの反抗権、抵抗権の主張を強調するものの、同時に彼の議論の「穏健」、「中庸」、さらに独創性の欠如を言うものが多い。津田によれば、ロックの議論は「思想の斬新なる点」において『リヴァイアサン』に劣り、堀潮は「その論理と独創の点に於いては、遠くホブスの敵ではない」と言う。坂口昂はロックに反抗権を見るものの、無神論といった「社会の安寧を害する論説」は許さない点で「頗る穏健な所がある」とした。宮澤俊義は「抵抗権史上に於けるロック」において、抵抗権の主張自体は歴史上「新しい」ものではなく、ロックは抵抗権の主張を「大成」したが、個人の抵抗権を語るほどには徹底せず、為政者の不法性の判断者についても曖昧なままだとする。五十嵐によれば、ロックの反抗権の趣旨は「立法権者に対して、その権力を濫用しないよう警告すること」にあった。さらに高橋清吾や五十嵐はロックの「中庸」を強調する。彼は「ホイッグ貴族制」や「ホイッグ党革命」の擁護者として、君主絶対主義も共和主義も極端だとして排除したのである。(1905 津田：233、1926 堀：322、1920 坂口：290、1925 宮澤：265、278-279、1928 高橋：367-368、1936 五十嵐：16-18、22-26)

第三に、ロックの穏健性等の原因として、君主制の存在が指摘される。津田によれば、ロックは「英国王の国法上の地位を論するに当りて頗る躊躇」した。堀部靖雄は『統治二論』の緒言における「わが偉大な王位復興者……の王座を確立」という言を、⁽⁸⁾「革命論者であり民主権を主張する者としては面白い事」と考え、この点について、「自己の権利の伸長を計るために」王位を継承させるという「英国人の気風的一端」と見る。堀は、「制

限君主政体の範囲を飛び越えて共和政体の領域に」踏み込めない点で、ロックを「著しく英国的」だと評価した。ロックの理論からすれば「君主は無用」になるはずだが、彼は「其の無用に就いて一言も」語らないのである。(1905 津田：231 - 232、1925 堀部：23、1926 - 1927 堀(二)：213、(三)：334)

他方、ロックと君主制との関係について、一九四四年に金子鷹之助の『世界経済史研究』は、以下のように紹介する。ロックはホブズズの「君主主義」とは「正反対の民主主義」を唱え、「国民の承諾による君主の踐祚及統治」を主張して、「議会は君主制をすら廃止し得る」と考えるに至ったのである。金子の念頭には、名誉革命とロックとの関わりがあるのだが、時局を考慮すれば驚くべき記述である。(1944 金子：141 - 143)

第四に、少数だが、ロックに「国家及教会分離論」を指摘する論者がいる。堀によれば、ロックの分離論は、「一国の首脳」を「人の魂とは無縁」と位置づけ、神政政治を完全に否定した。さらに、河野吉男によれば、ロックは「国家の機能を教会のそれより截然分離」し、「各々は自己自身の為に真理を求めうるし又求むるの義務がある」としたが、この「教会と国家の分離、寛容」の議論は、当時の「Roman Catholic」を考慮すれば、「余りに新奇の主張」だった。(1926 - 7 堀(三)：342、1929 河野：89 - 91)

五 戦後の研究へ — 残された課題 —

ここで戦前のロック研究の特色を整理し、とくに統治論をめぐる、戦後の研究に残された課題等を指摘したい。

明治期に集中して関心が寄せられたのは教育学、哲学、倫理学である。経済学については、研究の出発は他の分野に比べて遅いものの、第二次大戦期になっても関心が寄せられ続けた。統治論への本格的な言及は、大正デモクラシー期に集中する。

教育学については、新時代の指導者になるべき人材育成という、実践的要

請に応じる論考や著書が目立つ。

哲学と倫理学の分野では、ロックの経験論や生得観念否定の主張が目目されるが、議論の仕方に二つの共通点がある。一つは、ホッブズとロックとを対比させて議論すること、もう一つは、議論の経過の中で、社会契約論や「反抗権」といった統治論の内容にまで言及することである。ホッブズと比較して、ロックの考え方には斬新性、独創性が認められず、その「折衷的」性格が強調される。他方、ホッブズに欠けるロック独自の議論として指摘されるのは、宗教的寛容の主張、そして社会契約以前から個人に想定される「財産権」の主張をもとにして、国家や政府の任務を限定し、その任務に応じない国家や政府に対する「反抗」やその「補正」を認めることである。

経済学の論考において目立つのは、ロックの「労働学説」に私有財産権と所有の不平等の正当化を見る議論である。福田が論文を出した時期には、国内では、いわゆる無産政党が登場して労働争議も活発化し、海外ではロシア革命が起こるなど、社会主義、共産主義思想・運動を無視できない状態だった。実際、一九二六年に西雅雄はマックス・ベアの『近古の農民戦争』を翻訳・刊行し、ロックの「労働価値説」について、それは後になって「ブルジョアジーに対する社会主義者の議論として用いられた」とする。(1926 エム・ベア：173) 福田らはロックの所有論にこの種の見方を採らず、ロックにかんする論考の限りでは、社会主義、共産主義思想・運動の根本的原因となったものに対して、「補正」はおろか「反抗」を唱える見地は見られない。

統治論に関しては、幕末や自由民権運動期におけるロックへの言及は、フイエの『泰西先哲政論』の翻訳以外には、きわめて断片的である。大正デモクラシー期における本格的な論考に見られる議論の特徴は、ロックの社会契約説に、特定の目的のために国家を個人単位で構成する考え方を見出し、国家がその本来の目的や機能から外れた行動に及ぶ際には、それに対する反抗権、抵抗権を唱える点に注目する一方、君主「無用」の共和主義を採用しな

い点に、ロックの「穏健」、「中庸」を強調することにある。

こうした特徴をもつ戦前のロック研究をもとに、とくに統治論をめぐる戦後の、さらには現代のロック研究にまで及ぶ、残された課題、検討すべき論点を五つ指摘したい。

第一に、ロックの統治論の「穏健」、「中庸」という評価をめぐる、彼の社会契約論自体や反抗権、抵抗権の内容等に、歴史的背景を考慮した詳細な議論が求められる。戦前の研究ではホブズとの比較が主となったが、アルジャンソン・シドニーのような同時代の類似の論考との比較も求められるだろう。高橋（誠）、宮澤や堀のように、抵抗権についてシドニーにも言及した研究者はいるが、十分な議論とは言えない。

第二に、ロックの穏健性等の原因として君主制の存在が指摘される。社会契約説と君主制、王位継承との関連について、その両者がどうつながるのか、踏み込んだ議論が必要となる。「自己の権利の伸長を計るために」、なぜ王位継承が必要なのか、議会のみで共和主義では何が不足なのか、契約説の下で国王大権をどのように理解すべきか、といった疑問を戦前の研究から看取できる。このことは、戦後になって民主化が進められつつ、なおも天皇制が存続するという、日本の国制の理解にもかかわる。

第三に、『統治二論』の第一におけるフィルマー批判について、とくに高橋（誠）の論考は所有権という視点からの再検討を促す。こうした視点は、第一書の読み込みを鋭くすると共に、『統治二論』第一と第二との関連について、一層の解明を可能にするかもしれない。第一書をフィルマーへの「冗長なる回答文」とした戦前の評価を越えて、フィルマーや彼の支持者による君主制論、統治論とロックのそれとの差異については、上の第二の論点とからんで、詳細な検討が求められる。

第四に、ロックの議論の独自性として宗教的寛容、さらに「国家及教会分離論」が指摘される。この点を指摘した戦前の論者は少数だが、戦後になるとこの種の議論は活発になる。河野は当時の「Roman Catholic」を背景に、

ロックの寛容論を「余りに新奇」と評価したが、現在でも、河野のような歴史的背景への目配りの姿勢は忘れられてはならない。

第五に、スミスのそのような、ロック以降の統治論等との関連も興味深い。スミスとの関連では、西田、山本がロックの「輿論にて善悪を判ずる説」に注目し、また経済的自由主義、自由主義国家論、労働価値説の点で、断片的ではあれスミスへの継承を言う論者が目立つ。戦後日本でスミス研究の活発な展開を背景に、ロックからスミスに至る経過が、教育学以下の諸分野においてどのように議論されるのか、多様な検証が期待できる。

付録 戦前日本におけるジョン・ロック研究一覧

(冒頭横書数字は出版年を、「三一」等の表記は雑誌の巻号数〔第三巻第二号〕を示す。)

- 1835 高野長英『西洋学師ノ説』、佐藤昌介校注『崑山・長英論集』岩波文庫所収
- 1868 加藤弘之『立憲政体略』一八六八(慶應四)年、『真政大意』一八七〇年、『人權新説』一八八二年(植手通有『日本の名著三四 西周・加藤弘之』中央公論社、一九七一年所収)
- 1870 西周「百学連環」第二篇第二号、龍溪書舎(復刻版二〇〇七年)、近代日本社会学史叢書編集委員会(代表川合隆男)編、第一期草創期・生成期(明治初年～三〇年代)、『近代日本社会学史叢書』第一卷所収
- 1874 中村正直「西学一斑 前号の続」及び「西学一斑 前号の続訳」明六雑誌、第十一号、山室信一・中野目徹校注『明六雑誌 上』岩波文庫所収
- 1880 外山正一『民権弁惑全』丸屋善七
- 1882 傍木哲次郎編輯『主権論全』丸家善七

- 1883 フィエ J [Alfred Jules Emile Fouillee]、酒井雄三郎・中江為介〔兆民〕訳『泰西先哲政論』卷之上、日本出版社
- 1887 井上円(圓)了『哲学要領前編』哲学書院(訂正増補第二版一八九一年)
- 1887 渡辺嘉重編『欧米大家教育格言』金松堂
- 1887 オスカー・ブロウニング [Oscar Browning]、山本義明訳注・三宅雪嶺関『標註教育学説史』牧野書房
- 1890 三宅米吉『益軒ノ教育法』金港堂
- 1892 ガーブライエル・コンペール、ダブリュ・エッチ・ペイン [Gabriel Compayre, William Harold Payne]、松島剛・橋本武訳『教育史』普及舎
- 1892 沢柳政太郎編『読書法』哲学書院
- 1893 西村正三郎編述『師範学校教科用書 海外教育史要 全』普及舎
- 1894 ジョン・ロック、原豊作訳、磯野徳三郎関『洛克氏教育論全』普及舎
- 1895 ジョン・ロック、大日本教育会訳『洛克氏教育思想全』大日本教育会(一九八一年に復刻、大日本教育会訳 明治教育古典叢書二一二)
- 1896 ジェー. ケー. イングラム [John Kells Ingram]、阿部虎之助訳『哲理経済学史』経済雑誌社
- 1896 西田幾多郎「英国倫理学史」(西田幾多郎「英国倫理学史」『西田幾多郎全集』第十六卷、岩波書店、一九六六年所収、一八九六年にほぼ完成、出版放棄後、英国部分の原稿を山本良吉がひきつぐ)
- 1897 山本良吉編・中島力造関『倫理学史全』富山房(英国の叙述は西田に依拠)
- 1897 井上円了述・水谷捨太郎記『宗教哲学』哲学館(哲学館第十学年度高等宗教学科講義録)
- 1898 井上哲次郎関・木村鷹太郎著『東洋西洋倫理学史』博文館
- 1898 渡辺又次郎述『近世倫理学史』哲学館(哲学館第十学年度高等宗教

学科講義録)

- 1900 加藤玄智『問答体哲学小史』右文館
- 1900? 三宅雪嶺述『近世哲学史』哲学館 (哲学館第十二学年度高等教育学科講義録)
- 1900? 田中治六述『心理学史』哲学館 (哲学館第十二学年度高等教育学科講義録)
- 1901 永持徳一『通俗教育学』博文館 (通俗百科全書第二一編)
- 1902? 網島榮一郎講述『西洋倫理學史』東京専門学校出版部 (東京専門学校文学科第五回第一部講義録)
- 1902 中島半次郎『教育史教科書』金港堂
- 1903 金子馬治述『西洋教育学史』東京専門学校出版部 (東京専門学校文学科第五回第二部講義録)
- 1904 大西 祝『大西博士全集』([第四冊] 第三卷「西洋哲学史下」) 警醒社
- 1905 吉田静致『西洋倫理学史講義』富山房
- 1905 津田欽一郎『政治学史』博文館
- 1906 下田次郎『西洋教育家肖像』金港堂
- 1906 久津見藤村『無政府主義』平民書房
- 1908 樋口秀雄『社会心理の研究』社会学研究所 (日本社会学研究所論集第三編)
- 1909 Misawa, Tadasu [三澤 糾] *Modern educators and their idealism*, Ch. 3, John Locke (pp. 35-58), D. Appleton
- 1909 林 董纂訳『修養の模範』中「ジョン、ロックの淡白」丙午出版社
- 1910 福田徳三「ジョン・ロックの私有財産制度論」三田学会雑誌、三一二
- 1910 ポール・モンロー、石田新太郎・菅野尋訳『世界教育史要』大日本文明協会 (大日本文明協会刊行叢書第二七編)
- 1913 福田徳三『続経済学研究』再版、同文館 (初版同年、1910 論文の再掲)

- 1918 高橋誠一郎「ジョン・ロックの利子学説 (上・下)」三田学会雑誌、
十二一八、九
- 1919 高橋誠一郎「ジョン・ロックの哲学と其経済学説との交渉 (一・二)」
三田学会雑誌、十三一八、九
- 1920 坂口 昂『概観世界史潮』(第十七講) 岩波書店 (一九四三、一九
四六、一九五〇年に再刊)
- 1921 高橋清吾編述『欧洲政治思想史』早稲田大学出版部
- 1921 高島素之『マルクス学研究』四版、大鏡閣
- 1922 サー・フレデリック・ポロック [Sir Frederick Pollock]、小寺謙吉訳
『政治学史大綱』政治学普及会
- 1922 シモン・エヌ・パッテン [Simon N.Patten]、秋葉隆訳『社会原力の
理論』社会学研究会 (社会学叢書第五)
- 1922 岩城忠一「ジョン・ロックの私有権論 (一・二)」経済論叢 (京都
大学)、十四一六、十五一二 (*John Locke Resources* では一九二〇年
だが、収録誌には一九二二年と明記)
- 1922 中島 重『多元的国家論』内外出版
- 1923 河上 肇『資本主義経済学の史的発展』弘文堂書房
- 1925 堀部靖雄「トウマス、ホープスとジョン、ロック」長崎高等商業学
校研究館彙報、五
- 1925 宮澤俊義「抵抗権史上に於けるロック」『我等：政治・社会・教
育・文芸の批判』、七
- 1925 片上 伸「近代思想講話」、大日本文学会編『文芸及思想講習叢書
(三)』松陽堂所収
- 1926 エム・バーア [Max Beer]、西雅雄訳『近古の農民戦争』(『社会主義
史』第三篇) 白揚社
- 1926-7 堀 潮 「英国政治思想史上に於けるホップス及びロックの地位
(一～三)」商学論叢 (和歌山高等商業学校刊行)、一一三、二一二、

二一三

- 1927 鬼頭仁三郎「改鑄論争に現はれたるジョン・ロックの貨幣観」商学研究 (一橋大学)、六一三
- 1927 今井三郎『社会哲学概論』新生堂
- 1928 高橋清吾『政治思想の変遷』章華社
- 1928 加田哲二「近世国家における自然法学説」三田学会雑誌、二二一十二
- 1929 加田哲二「自由主義の国家観：ジョン・ロック及びアダム・スミス」三田学会雑誌、二三一三
- 1929 河野吉男「ジョン・ロックの自由論」商業と経済 (長崎高等商業学校研究館年報)、十
- 1929 入沢宗寿『欧米教育思想史 太古より現代まで』教育研究会
- 1929 入沢宗寿『汎愛派教育思想の研究』教育研究会
- 1929 ロッシャー [Wilhelm Gerog Friedrich Roscher]、杉本榮一訳『英国経済学史論 一十六・十七両世紀に於ける一』同文館
- 1930 小西重直『劳作教育』十二版、玉川学園出版部 (玉川叢書第九篇)
- 1930 八太舟三訳『ロック著悟性論 (訳者序文・解説)』世界大思想全集十三、春秋社
- 1931 小笠原秀実『西洋倫理学史』非売品 (発行兼印刷者田中常民) (ロックについて同じ記述が『西洋倫理学史下巻 近世時代』東進書院、一九三九年、及び『西洋倫理学史』育生社弘道閣、一九四四年にもある)
- 1936 入沢宗寿『教育思想家としての貝原益軒』春秋社 (春秋文庫第五部第一)
- 1936 五十嵐豊作「十八世紀イギリスの政治体制と其の理論に就いて (一～三)」法学 (東北帝国大学法学会)、五-二・三・六
- 1938 大島正徳『ロック』岩波書店
- 1939 森 義宣「ロックの政治学説について」公法雑誌、第五号下

- 1941 中島 重『国家原論』三笠書房
 1941 藤平武雄『西洋哲学史下』三笠書房 (現代学芸全書三)
 1942 矢田部達郎『意志心理学史』培風館
 1942 植田清次『経験の世界 一経験の哲学への序説一』同文館
 1944 金子鷹之助『世界経済史研究』紀元社
 1944 白杉庄一郎「ロックの財産論」経済論叢 (京都大学)、五九—

・・・・・・・・・・・・・・・・

本論文は、平成二一～二三年度科学研究費補助金「基盤研究 (C)」研究代表者山田園子「君主制強化策としての社会契約論—ジョン・ロック『統治二論』の新解釈」による研究成果の一端である。

-
- (1) 高橋眞司「明治初期日本におけるホブズ哲学」社会思想史研究、四号、一九八〇年。同「近代日本におけるホブズ哲学研究史」、田中浩責任編集『トマス・ホブズ研究』御茶の水書房、一九八四年。同「日本におけるホブズ哲学の導入 (上) : ホブズ哲学と近代日本 (一)」一橋論叢、九三巻三号、一九八五年三月、「日本におけるホブズ哲学の導入 (下) : ホブズ哲学と近代日本 (一)」一橋論叢、九三巻五号、一九八五年五月。服部辨之助「明治初期の自由民権思想におけるルソオとロック」學術研究—人文・社会・自然 (早稲田大學教育學部)、第九号、一九六〇年。
- (2) 宮地哉恵子「幕末期における海外情報の受容過程—蘭書の輸入と受容形態をめぐって—」、参考書誌研究、第三九号、一九九一年、六ページ。佐藤昌介編『渡辺崋山・高野長英』中央公論社、中公パックス日本の名著二五、一九八四年、佐藤「経世家崋山と科学者長英」五六—五七ページ。佐藤昌介『洋学史の研究』中央公論社、一九八〇年、一八八—一九四ページ。
- (3) 中村のホブズへの言及は「西学一斑の続」明六雑誌、第三九号、『明六雑誌 下』岩波文庫、二九—二九四ページ。
- (4) 佐古純一郎「西田幾多郎の「英國倫理學史」について」、二松学舎大学人文論叢、第三〇輯、一九八五年。
- (5) イングラムとロッシヤーの文献については、白杉庄一郎「ジョン・ロックの経済思想—利子論を中心として—」彦根論叢、十二号、一九五三年が参考になった。
- (6) 傍木の書について、高橋「明治初期日本におけるホブズ哲学」、一四四—一四八ページ参照。

213- 戦前日本におけるジョン・ロック研究（山田）

- (7) ただし、津田は論文冒頭で、なぜか『人間知性論』の原題を示し、『統治二論』のタイトルについては一言もない。
- (8) ジョン・ロック（加藤節訳）『統治二論』岩波文庫、十七ページ参照。